

令和 3 年度第 3 回成田市環境審議会

【令和 4 年 2 月 1 日(火)】

成田市生活排水対策推進計画(素案) 環境審議会委員からの意見及び回答

成田市環境部

番号	委員名	冊子	ページ
1	本橋 敬之助委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P1
表現の修正			担当課 環境計画課
【質問】 P1「明治以降の産業の急速な発展…」の部分について、水質汚濁をはじめ環境問題が激しくなったのは昭和 40 年代なので、修正すべき。			
【回答】 ご指摘の通り、修正いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
2	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P4
表現の修正			担当課 環境計画課
【質問】 4 ページ 第 2 章現在の状況 ここでは、平成 22 年度の生活排水対策推進計画にはあった「2 章本市の概要」をまるまる飛ばしてしまっていますが、飛ばさない方がよかったと思います。 水質には土地利用、人口、産業が大きく関係しています。特に、成田市では利根川印旛沼周辺には水田が多く、住宅は市の南西部に集中している、ということを述べておかななくては、後の河川水質の違いなどについての考察ができません。 4 ページの「1. 本市の水系・水域と水質測定結果」 を変えて(そもそも、この章には水質測定結果は入ってなかったのでもとより修正すべき) 1本市の概況と水系 とでもして、1.1 本市の土地利用、人口と産業 の項目で最小限の説明をしては、どうですか？			
【回答】 新たな節を加えることとします。			

番号	委員名	冊子	ページ
3	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P5
表現の修正			担当課 環境計画課
【質問】 5 ページ【図 3】成田市の地勢概況とありますが 0～20m等の単位のそばに(標高)という文字を入れてはどうですか？			
【回答】 ご指摘の通り、修正いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
4	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P6
図の修正			担当課 環境計画課
【質問】 6 ページ【図 4】 市内の主な河川と流域 図の中の青い白抜きの「○○川流域」という文字がぼやけてつぶれてしまって、見えません。非常に重要なところなのではっきり見えるように修正してはどうですか？			
【回答】 ご指摘の通り、【図 4】を修正いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
5	江口 洋委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P18、P29 P38、P47
産業排水への対策			担当課 環境計画課
【質問】 本計画では、河川や湖沼に流入する汚濁物質の排出源を、生活排水、産業排水、自然排水と3区分しています。(P18)そして、流域別汚濁負荷量(P29、図 22)の資料では産業排水の汚濁負荷量の割合が大きくなっています。よって、し尿(トイレの汚水)や生活雑排水(台所、風呂、洗濯などからの汚水)の汚濁削減対策は勿論のこと、産業排水(飲食店、旅館、集客施設、工場、畜産業等)の汚濁削減対策の強化が必要ではないでしょうか。(事業所排水対策は P38 の 2 行のみ) なお、産業系の規制対象事業場は、規制基準の数値が大きく(P47,1 日当たり 30 m³以上、印旛沼流域は 10 m³以上)と大規模事業所が規制対象であり、それ以下の事業所は規制対象外ですので、何等かの対策が必要ではないでしょうか。以上			
【回答】 事業場からの排水につきましては、水質汚濁防止法により全国一律の排水基準が設けられていますが、千葉県では一律の基準に加え、すべての水域で上乗せ基準を定めております。 市町村には上乗せ基準を定める権限はありませんが、本市といたしましては、市民へ生活排水処理の大切さを訴えていくことが事業者の行動の変化にもつながってくるのではと考えております。			

番号	委員名	冊子	ページ
6	本橋 敬之助委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P18
表現の修正			担当課 環境計画課
【質問】 P18「自然による負荷」は「面源系」に統一すべき。			
【回答】 ご指摘の通り、修正いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
7	本橋 敬之助委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P23
表現の修正			担当課 環境計画課
【質問】 P23「合併処理浄化槽のうち、汚濁物質の除去能力を高めたものは高度処理型合併処理浄化槽といいます。」の部分に、窒素、リンを含め除去能力を高めたものが高度処理浄化槽と呼ばれる旨修正すべき。			
【回答】 ご指摘の通り、修正いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
8	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P24
図の修正			担当課 環境計画課
【質問】 5)24 ページ【図 20】合併処理浄化槽の構造 合併処理浄化槽の図の接触ばっ気槽の中にばっ気を示す泡ぶくが示されていません。ばっ気の泡ぶくは大変重要なので、図に書き込んではどうですか？ 平成 22 年度の生活排水対策推進計画の 56 ページの図 4-2 の方が良かったのでは？			
【回答】 図に書き込みます。			

番号	委員名	冊子	ページ
9	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P25
表現の修正			担当課 環境計画課
【質問】 6)25 ページ 11 行目 「高い能力」とありますが、「高い処理能力」としてはどうですか？			
【回答】 ご指摘の通り、修正いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
10	入江 龍夫委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P29 P33
産業排水への対策			担当課 環境計画課
【質問】 29 頁【表 12】流域別汚濁負荷量推計値から、最も負荷量の大きいのは産業排水であることが判ります。33 頁から第 3 次計画策定の背景が述べられておりますが、最も負荷量の多い事業排水についての対策は「県の立ち入り検査に市職員が同行するなど県の活動に協力し、改善を図ります」とあります。他の対策と比較して、具体性に欠けるように思われるのですが、具体策が計画されているのでしょうか？ それとも本件は「生活排水対策推進計画」なので、産業排水は対象外ということでしょうか。			
【回答】 水質汚濁防止法において、都道府県は環境省令に定める排水基準より厳しい基準を定めることができることとされており、また、事業者への汚水処理の方法の改善や排水の一時停止等を命ずる権限等も定められております。また、湖沼水質保全特別措置法においても都道府県が基準を定めることや事業者に命令することができる旨規定されております。 市町村にはこれらの権限は与えられておりませんが、本市としては、県が行う事業所の立入検査などを実施する際に職員が同行するなど県の活動に協力し、改善を図ってまいりたいと考えております。			

番号	委員名	冊子	ページ
11	入江 龍夫委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P35
全窒素、全リンの除去			担当課 環境計画課
【質問】 35 頁【表 17】において、全窒素、全リンについては排水処理により取り除くことが難しいとありますが、これを削減するためには、どのようなことが必要になるのでしょうか。例えば処理施設の設備を更新する必要がある、費用が膨大になる等？			
【回答】 ハード面では、浄化槽は高度処理型のものが能力が高くなっておりませんが、通常は住宅の建築時や建替え時に設置されて長期間にわたり使用されるものであり高額でもあることから、既存の浄化槽が使用可能な段階で新しい物へ交換することは現実的には難しいものと思います。ソフト面では、市政モニターアンケートの問 11 にあるような日常生活での工夫を習慣づけていただくことも考えられます。いずれにしても、まずは市民の皆様に生活排水の行方について知っていただくことが大切ではないかと考えています。			

番号	委員名	冊子	ページ
12	木村 容子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P35
啓発活動について			担当課 環境衛生課 環境計画課
【質問】 35 ページに「啓発活動」とありますが、どのような活動でしょうか？ 回覧板を回すとかでは各戸の行動には繋がらないと思います。住民集会とか戸別訪問による啓発活動はしていらっしゃるのでしょうか？ 件数も多く、難しい問題ではありますが、地道に根気よく活動していく必要があると感じます。			
【回答】 合併処理浄化槽の普及促進の啓発活動といたしましては、設置や設置後の維持管理の補助制度について「広報なりた」や市のホームページに掲載するとともに、単独処理浄化槽のご家庭には、浄化槽汚泥収集業者に依頼し、浄化槽汚泥を収集する際に、チラシの配布をお願いしております。また、くみ取りのご家庭には、し尿くみ取り手数料の納付書を送付する際に、チラシなどを同封し、啓発を行っております。 今後も引き続き、補助制度を活用していただけるよう、様々な場で周知を行い、設置促進が図られるように努めてまいります。			

番号	委員名	冊子	ページ
13	本橋 敬之助委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P37
水洗トイレ改造資金補助金			担当課 環境計画課
【質問】 P37 の水洗トイレ改造資金補助金について、汲み取り・単独槽から下水道への切り替え(汚濁負荷量が減少する切り替え)が対象となることを明示すべき。			
【回答】 ご指摘の趣旨に沿う形に修正いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
14	菅澤 麗子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P38
農業集落排水			担当課 農政課
【質問】 P38 汚濁負荷量の低減を図る ②農業集落排水処理施設 成田市には田畑が多くあり農薬等による汚濁は無視できないと思います。集落の処理施設の活用には触れられておりますが 田畑の農薬の軽減や置き換え等の計画はここでは特に触れられておりません。農政課さんの方で計画等ございますか。 例えばネオニコチノイドが含まれる農薬の土壌汚染が昨今取りざたされています。現在規制等はございますか、知っていただくことが最優先と思いますが農業地域には成田市からはどのような方法で周知されておりますでしょうか。ポスター等での周知は広報や HP よりも年長者の方々にも有効かと思います。			
【回答】 本市では、田畑の農薬の軽減や置き換え等の計画は定めておりませんが、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と併せて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業に取り組む農業者に対する支援を行うことで、「環境にやさしい農業」を推進し、汚濁負荷量の低減を図っております。 また、千葉県では、水稻初期除草剤散布後 7 日間は止水し、水田外への農薬の流出の防止に努めるよう周知しております。農薬使用については、登録された農薬を適正に使用することで安全が確保されることから、広報誌及びHPへの掲載の他、農政課窓口においてリーフレットを配布し、周囲へ配慮した農薬の安全使用について引き続き周知して参ります。			

番号	委員名	冊子	ページ
15	木村 容子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P38
合併処理浄化槽への補助			担当課 環境衛生課
【質問】 27 ページから 38 ページ「生活排水処理について」 35 ページにありますように、総人口の 8.5%・1 万余件の「合併処理浄化槽」への転換がとても重要な案件と理解しました。38 ページに補助限度額の増額と補助金の追加が行なわれたとありますが、それは十分な金額でしょうか？浄化槽を新しくするにはかなりの金額がかかると思います。 【回答】 合併処理浄化槽設置補助は、国・県からも補助金が出ており、本市の補助額は、国・県の基準に準じて定めるとともに、市独自の補助として、騒音地域への割り増し補助や、地形的な問題によって生じる、放流先のない場合の処理装置への補助及びポンプ装置工事費への補助を行っております。今後も、国・県の動向を注視しつつ、補助額について検討してまいります。			

番号	委員名	冊子	ページ
16	菅澤 麗子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P39
水生植物再生等の計画			担当課 環境計画課
【質問】 P39 水辺環境の維持管理 ①の河川周辺環境の維持管理について 緑地の植樹等と同様に昨今、河川の水草や藻の浄化作用について見直され、積極的に水草や藻の植生が行われているところもあります。成田市周辺には印旛沼をはじめ、河川が多くありますがこれらの水生植物の再生等の計画があったら教えてください。 【回答】 印旛沼流域水健全化会議が策定している印旛沼流域水循環健全化計画の第 2 期行動計画においては、「かつての印旛沼に繁茂した水草を、沼の土中に眠っている種子から再生させるとともに、その生育環境を保全・再生させるため、植生再生実験や植生帯整備を行いました。まず植生再生実験を行い、干拓によって失われた印旛沼由来の水草の再生のポテンシャルや発芽条件の確認を行いました。その成果を植生帯整備に活用し、沈水植物群落を中心とした水草の再生を実施しています。」としております。また、県が示している印旛沼に係る湖沼水質保全計画(第 8 期)においても、「抽水・浮葉・沈水植物といった、水深条件に応じた多様な水草が再生するエコトーンを創出する植生帯を、しゅんせつ土を利用するなどし、整備します。また、整備後の植生帯は、必要に応じて自生する水生植物の刈取りやかいいぼりを行うなど適切に管理します。」としており、これらの計画の中で水生植物の再生・保全の取り組みが行われています。			

番号	委員名	冊子	ページ
17	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P40
写真等の挿入			担当課 環境計画課
【質問】 40~41 ページ このあたりに啓発の風景写真など入れてはどうですか？			
【回答】 ご指摘の通り、風景写真などの挿入を検討いたします。 また、他の部分につきましても、それぞれの水域の様子がわかるような写真等の挿入を検討いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
18	入江 龍夫委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P41
ゴミの分別ガイドブック			担当課 クリーン推進課
【質問】 41 頁(ア)の②生活排水に関する広報において、「汚濁物質の排出削減を心がけて行動するように促します」とあります。一方、市から配布されている「ゴミの分別ガイドブック」によると、資源物であるプラスチック、ペットボトル、びん・カン、紙パックを出す際、中をすすいでくださいと記されています。一見すると汚濁水の排出を増やすように思えますので、判りやすい表現が必要なのではないでしょうか。			
【回答】 回収した資源物に汚れが付着している場合、カビの発生などにより汚れが増加したり、他の資源物へ汚れが広がったりする恐れがあり、汚れを落とすのは資源物をリサイクルする上で必要となる作業であることから、このような表記となっておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
19	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P46
計画書の構成について			担当課 環境計画課
【質問】 46 ページ 13 行目 2.2.2 面源 とあり、「(ア)合併処理浄化槽」などが記述されていますが、「面源」とするのは誤りで、合併処理浄化槽は点源の一つです。面源とはここでは自然系のことと同義であり、「非点源」という言い方もします。よって、13 行目は (エ)合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取りとするか、2.2.1 点源と 2.3.1 点源を抜いてしまってはどうか？			
【回答】 ご指摘の趣旨に従って表現を訂正いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
20	入江 龍夫委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P60
使用済み油の回収			担当課 クリーン推進課
【質問】 60 頁【Q10】の古くなった天ぷら油などはどのように処理していますか、の問いに対して、回収に出していると答えた人は 5. 8%で、可燃ゴミ(紙に染みこませて、固化剤で固めて)に出だす人が 72. 3%です。 新聞紙や段ボールを、市民の皆さんが自宅の前に置いておき、それを業者が引取り、代わりになにがしの粗品(市のゴミ袋等)を置いて行くようなシステムを、古い油の回収に構築出来ないのでしょうか。油の回収率は確実に上がり、可燃ゴミの量も減ると思われます。但し、費用対効果の検証必要ですが。			
【回答】 現在、19 か所の市の施設において、ご家庭から出る使用済み天ぷら油の拠点回収を行っています。 この油の回収は、管理の面から職員が常駐している施設において、金属製の蓋つき容器で保管し、月 2 回回収しているところであります。 なお、自宅前からの回収につきましては、費用対効果の面からも難しいものと思われますことから、多くの方に油の拠点回収にご協力いただけるよう、引き続き周知・啓発を図ってまいります。			

番号	委員名	冊子	ページ
21	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P63
表現の修正			担当課 環境計画課
【質問】 63 ページ 12 行目「消費される酸素量」とありますが、BOD の記述にそろえて、「消費される酸素の量」としてはどうですか？			
【回答】 ご指摘の通り、修正いたします。 なお、BOD、COD の記載の仕方については、千葉県からも修正すべきとの意見がありましたので、それと合わせて見直します。			

番号	委員名	冊子	ページ
22	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	P63
表現の修正			担当課 環境計画課
【質問】 63 ページ 22 行目 汚濁負荷量は河川水量×河川水質という計算で算出して解析に用いることもありますので、汚濁負荷量は排水だけの言葉ではありません。 22 行目「これは、都市下水や工場排水などの云々」の「これは」をはずし、「都市下水や工場排水などの汚濁源より排出される汚濁負荷量は排水量とその水質から計算されます。」としてはどうですか？			
【回答】 ご指摘の通り、修正いたします。			

番号	委員名	冊子	ページ
23	藤村 葉子委員	成田市生活排水対策推進計画(素案)	その他
表現の修正			担当課 環境計画課
【質問】 【リットルの単位の表記について】 理由としては、現在の JIS においては、使用してよいのは l と L であり、ℓ は認められておりません。 ℓ は昔は普通に使われていましたので、やめるのは辛いところがあるのですが、(私も昔の論文では ℓ を使っておりました。)現在では使わないと思います。環境省の排水基準や水質環境基準の濃度の単位が mg/L を使用していることから L を使うべきと思います。 詳しくは「リットル」でウィキペディアを引いていただいて、「ℓ から L へ」の項目をお読みになれば、ご理解いただけたと思います。 既に出来上がっている原稿において、グラフを含めて全て mg/ℓ を mg/L に変更する作業は辛いところがありますが、生活排水対策推進計画の改定に合わせて変更していく機会としていただければ、と存じます。どうぞよろしくお願いいたします。			
【回答】 L に統一します。			